

第三十四回 参議院商工委員会議録第三十四号

(四二二)

昭和三十五年六月十七日(金曜日)午後
四時五十五分開会

委員の異動

五月二十八日委員斎藤昇君辞任につき、その補欠として徳永正利君を議長において指名した。

五月三十日委員井川伊平君及び徳永正利君辞任につき、その補欠として山本杉君及び斎藤昇君を議長において指名した。

六月九日委員上原正吉君及び山本杉君辞任につき、その補欠として西田隆男君及び大谷藤之助君を議長において指名した。

六月十日委員大谷藤之助君及び西田隆男君辞任につき、井川伊平君及び上原正吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	山本 利壽君
理事	川上 為治君
委員	赤間 文三君
	井川 伊平君
	上原 正吉君
	岸田 幸雄君
	小林 英三君
	斎藤 昇君
	高橋進太郎君

政府大臣	通商産業大臣	齊藤 正年君
臣官房長大		

中小企業庁長官 小山 雄二君
事務局側
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件

(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(山本利壽君)これより商工委員会を開会いたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案題といたします。

○國務大臣(池田勇人君)ただいま提案になりました。政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

リ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、提案の理由について御説明申

案になりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、提案の理由について御説明申

ておきます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波は、中小企業者に対して想像以上に大きな被害を与える。これが急速な立ち直りのためには再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務となつて参りました。

このため政府におきましては、直ちに国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の資金を重点的に振り向けることといたしました。

○川上為治君 私はこの前のチリ津波の災害に対しまして、かような特別な

等による風水害の際にとつた措置に準じて、両公庫の災害融資については行政措置によって貸出利率の引き下げを行なうこととしたのであります。商工組合中央金庫の行なう災害融資についても法律により同様に貸付利率の引き下げの措置をとることが必要と考えられるのであります。

次に、本法案の概要是、商工組合中央金庫が行なう災害融資について、両公庫の場合と同様その貸付利率の引き下げを行なうため、商工組合中央金庫に対する政府の利子補給に関する必要な事項を規定したものであります。

すなわち、政府は商工組合中央金庫が災害を受けた中小企業者であつて政令で指定するものに対し、昭和三十五年十月三十一日までに貸し付けた再建資金のうち、被害中小企業者一人につき五十万円までの額について、貸付を行なふ日から三年間を限り、年六分五厘の利率を適用したときは、通常利率との差額を商工組合中央金庫に対して支給することができる」といたしました次第であります。

以上この法律案の提案理由及びその概要を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(山本利壽君)これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

伊勢湾のときは百万円といたしました。今回は五十万円といたしました。

○川上為治君 運用によりまして、伊勢湾台風の措置に準じて十分な措置が

できるといふようなお話をありますので、私も了承いたしますが、どうか一つ具体的にこの問題につきましては、

中小企業のめんどうを見ていたらよ

うに、特にお願いいたします。

○高橋進太郎君 私も本会議でも質問

をいたしましたが、現場をつ

ぶさに見ましても、今度の灾害は、現

地におきまして、いわゆる舶来津波と

称せられるだけ、今までの津波と違

まして、何らの予告もなくしかも警報

は津波が来襲してから発令になつた。

従来は、津波と申しますと、いわゆる地

震が伴つて、その地震の何時間後に津

波が発生したといふので、若干その点

の、まあ早い話が、周囲の商業者であ

れば、幾つかの品物を持ち出すとか、

あるいはそういうような状況といふこ

とでござりますが、たゞいま申し上げ

たような現状でございまして、もう店

舗の中の洗いざらいが持つていかれた

といふような状況で、しかも一物もそ

れを持ち出すことができず、命からが

ら逃げたというような状況であるの

であります。そういうような個々的

ことであり、従つて個人々々について見ますと、きわめて深刻なのであります。おそらく今長官のお話にも、度、あるいはその生活に及ぼす影響と、いうものは、きわめて深刻なのであります。おそらく今長官のお話にも、伊勢湾台風のときには百万円であるが、今度の場合は五十万円だと、これが、それだけにむしろ実体的にはきわめて深刻な零細企業でござりまするから、これは利子補給のごときも、むしろそういう差額の補給と、いうことでは多いということであるので、従つてこれはそれだけにむしろ実体的にはきわめて深刻な零細企業でござりまするから、これは利子補給のごときも、むしろ、本質的な助成なり、あるいは全部利子を補給するといふより方途に出らるべきでないかと考えますし、かつまた共同施設については考えないといふお話をございますけれども、たゞいま申し上げた通り、共同施設自体が一とおりお話をございますけれども、たゞいま申し上げた通り、共同施設に対する利子補給の金額が百万円から五十万円になつております。もともと今回の措置につきまして、特別立法といふことは政府部内においてかなり危険な問題で、最後によくこれが通つたといふような状況でございました。

それから共同施設につきましては、ま長官からお答え申し上げましたように、さしむき利子補給の金額が百万円から五十万円になつております。もともと今回の措置につきまして、特別立法といふことは政府部内においてかなり危険な問題で、最後によくこれが通つたといふような状況でございました。そこで、五十万円にいたした次第でございます。

それから共同施設につきましては、御承知の通り、三十五年度予算で一億二千万円が予算に認められておりますので、この予算の配分に当たりまして、この災害を受けた地方に対しまする配分を十分考えていただきたいと考ります。

なお、所管は違いますが、災害を受けられた人が事業を復活する際における措置につきましては、労働省でも考えられておりと聞いております。

としても、相手が中小企業でございまして、御期待に沿いたいと考えております。

○小林英三君 十分まかなえるといふ自信があるのですが、これはちょっとおかしいのじゃないですか。国民金融公庫と中小企業金融公庫に商工中金の資金を重点的にその方に回す、これはわかります。それは当然のことでしょう。しかし一般の中小企業の金融といふものに対して支障を来たすものに対して、政府は何かの措置をおつけになるのか、それではちょっと意味がわからりません。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通り、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の融資の一年の見込み額は千億円をこえると思ってお

ります。ところで、今回の災害によ

は別に書いてありませんが、その点はどうされるのですか。

○政府委員(小山雄二君) 提案申して

おり法律は、商工中金の利子補給の問題であります。従つて、貸すときには五十

万円までは全部三機関でも一律にする

と、こういふことでござります。その

資金源の問題につきましては、たまた

ま年度初めのことでもござりますし、

三機関が持つております資金といふものから見まして、今回所要とされるだ

らうと見込まれる資金は十分まかなえ

るということで、特別のワク等は設け

ませんで、どんどん貸していく、もし

資金のワク等の不足のときは、年末融資その他で補いをつけるということに

いたしております。資金量で御迷惑を

かけることは絶対ないと思っておりま

す。

○小林英三君 十分まかなえるといふ自信があるのですが、これはちょっと

おかしいのじゃないですか。国民金融

公庫と中小企業金融公庫に商工中金の

資金を重点的にその方に回す、これは

わかります。それは当然のことでしょう。

しかし一般の中小企業の金融といふものに対して支障を来たすものに対して、政府は何かの措置をおつけになるのか、それではちょっと意味がわから

りません。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通

令で定める原子炉の運転等については、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。)を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科

学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつ

て科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めると

きは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額に限ることを命ずることができない。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間(同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間)は、前条の規定は、適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

第八条 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはあらざることのできない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 捕償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十五条 この節に定めるもののは

関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。)がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被害者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に附帯する場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

第十一条 原子力損害賠償補償契約(以下「補償契約」という。)は、

第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはあらざることのできない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金額又は有価証券の額を指定して承認することがで

きる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)は、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金額又は有価証券を取りもどすことができる。

二 供託にかゝる他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

(報告書及び立入検査)

第十八条 科学技術庁に、附屬機関として、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の

定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を行なうた

こと。

一 前号に掲げる事務を行なうた

評議を行なうこと。

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のものよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

(函の措置)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に附帯する責に任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が供託した金額又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうるものとする。

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合には、できるだけの救助及び被害の拡大の防止のために必要な措置を講ずるようにするものとする。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において行なうものとする。

第十五条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようするものとする。

2 政府は、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようするものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようするものとする。

2 政府は、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

第十八条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようするものとする。

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十一条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあっては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しく

充強化すること、(二)中小企業者の共済による不渡手形保険制度を創設し、これに必要な財政措置を講ずること、(三)商工組合中央金庫をはじめ中小企業金融公庫、国民金融公庫の金融ひつ迫の情勢にかんがみ、急速に貸付けを積極化するため、財政資金の大額導入を図ること、(四)わが国中小企業の国際競争力を強化するため、市中金利の引下げ、とくに歩積、両建の廻正によつて市中の実質金利を引き下げるのこと、同時に政府関係金融機関である商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫の貸出金利引下げ

に対する資金の融通に関する
特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律において、「指定(定義)

第三条 この法律において、「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものをいふ。
一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等の直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という。)

六月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

第三条 政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して再建資金の貸付けを行なうときは、當該政令で定めるところにより、当該貸付けにつき貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

(利子補給の対象となる貸付け)

(商工組合中央金庫に対する利子補給)

金の支給の対象となる貸付けは、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対しても行なう再建資金の貸付けであつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額(その額が次の各号に規定する貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額)以内の額とする。

一 指定被害中小企業者(中小企業者団体を除く。)に対する貸付けについては、五十万円(それが当該被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該指定被害中小企業者に対する貸付けにつけられた額のうちの利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額)までの額に相当する金額の合計額

2 転貸資金の貸付けを受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、その利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

3 政府が前条の契約による利子補給金の支給の対象とすることができる金額の総額は、二億五千万円を限度とする。

(利子補給金の支給額)

第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付けと同種類の貸付けを行なう場合における通常の利率により計算した利子の額と

の差額に相当する金額とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(予備審査のための付託)

一、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

昭和三十五年六月二十二日印刷

昭和三十五年六月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局